



Title	本州アイヌにおけるイオマンテ儀礼の可能性：解明へのアプローチとその方法をめぐって
Author(s)	浪川, 健治
Citation	北海道大学総合博物館研究報告, 4, 133-138
Issue Date	2008-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34690
Type	bulletin (article)
File Information	3 浪川.pdf



[Instructions for use](#)

本州アイヌにおけるイオマンテ儀礼の可能性 — 解明へのアプローチとその方法をめぐって —

浪川 健治^{1*}

筑波大学大学院人文社会科学研究所, 〒305-8571 茨城県つくば市天王台1丁目1-1

The Possibility of Bear Cub Rearing and the “Iomante” Ceremony amongst the Ancient Ainu People of Northernmost Honshu

Kenji NAMIKAWA

Abstract No historical documentation recording or implying the existence of the Iomante ceremony by the Ainu people who were living in the northern most part of Honshu Island (Tohoku district) has even been found. The only source which contains rich descriptions about the Honshu Ainu people, especially the Tsugaru Ainu, is the Hirosaki Domain Chronicles (1661–1868). However, although these chronicles are filled with records of Ainu rules and organizations, it lacks the necessary descriptions of production and daily living of the Ainu, recording only unusual incidences such as accidents and rescues. It is clear, though, through analysis of the Hirosaki Domain Chronicles, that bear cub rearing which was indispensable for the Iomante Ceremony was common among the Honshu Ainu. Furthermore, the hunting culture of the Tsugaru Ainu during the first half of the 18th century was very similar to that of the Hokkaido Ezo Ainu during the last half of 18th century. This proves that the Ainu on either side of the Tsugaru Strait shared common hunting, ethic, and religious cultures. For further investigation on what the cultures were like and how they paralleled with the Ezo cultures, it will be necessary to do traditional research of various travel diaries and also to analyze historic documents from retroactive and folkloristic points of view, incorporating the results in the research of material culture.

Keyword: Iomante, bear-cub-rearing, Honshu Ainu, Suruku, bear hunting

1 文献資料におけるイオマンテの可能性

アイヌ民族の精神的あるいは宗教的儀礼の中心に位置する送り儀礼＝イオマンテについて、文献史料のうえでは寛文蝦夷蜂起に至るシャクシャインとオニビシとの確執の過程を記した次のものが儀礼行為が行われていた可能性をもつものとして指摘されている^[1]

一、四年以前、しやくしやいん熊の子を式ツ取候て川を下り申候を、折節鬼ひし見懸しやくしやいんに申候ハ、我等不仕合にて此度熊の子壹ツも取不申候、其方式ツ取申内壹ツ此方

へくれ候へ、祝申時分は互ひに振廻致し酒をもり可申由申候へ共、しやくしやいんしかと返答も不仕罷通候に付、鬼ひし腹を立、悪口申候得共きかざる体にてしやくしやいん罷通り候由^[2]、

寛文五年(1665)以前の事として記されるが、ここでシャクシャインとオニビシの間で争論となったのは仔熊の譲り受けをめぐってであり、二頭の仔熊を得たシャクシャインはそのうちの一頭の譲り受けを申し入れたオニビシの要求を拒否している。その際、オニビシは一頭を譲ってくれば、「祝申時分は互ひに振廻致し酒をもり可申」と述べており、この「祝」と「振舞」が儀礼と

* Corresponding author. email: namikawa@histanth.tsukuba.ac.jp © 2008 Hokkaido University Museum

それともなう饗応を示唆するものとして注目されている。

一方、本州アイヌの場合、弘前藩の藩庁日記(「国日記」)^[3]のなかに本州アイヌによる献上とそれに対する藩主からの下賜の関係が記録される。延宝五年(1677)以降に恒常化されるが、その最初に記録されたものは、「御目見」に際しての「熊ノ子」の献上である。まず、「国日記」寛文二年(1662)二月十七日条では、

十七日、外浜之状御目見申上、御米五表表被下、

また、「国日記」寛文二年(1662)三月二日条でも、二日、状共御目見、熊ノ子上ル、と記される。

周知のように、アイヌ民族の宗教儀礼の中心的な位置を占めるイオマンテのうちでも、熊送りは最も重要なものである。それは熊が「キムン・カムイ(山の神)」と呼ばれる位の高い神であり、それ(イ)を、送る(オマンテ)ことは、神の国からやってきてこの世で熊という形をよそおった神の魂をまたの再生を祈って人間の手で神の国に送り届けることだからである。しかもアイヌの熊送り儀礼の特徴は主として飼育した仔熊を送ること(仔熊飼育型熊送り)にあり、冬籠りの穴の中などで捕えられた仔熊は、家に持ち帰られ飼育される。

一方、和人にとって熊は熊胆かあるいは皮にこそ価値があるものであり、その点からすれば「熊ノ子」の献上は必ずしも価値のあるものではない。したがって仔熊が献上されたということはなにより当初の「御目見」がアイヌ側からの価値基準によって行われていたことを意味しよう。同時にそれは、直ちにイオマンテが儀礼として行われていたか否かには結びつかないものの、少なくともこの時点では冬籠りの穴の中などで捕えられた仔熊が実際に本州アイヌの社会のなかで飼育されていたことを裏付けするものであろう。

2 本州アイヌと仔熊飼養

蝦夷地において明確な形で熊送り儀礼を記録した最初のもは、宝永七年(1710)、松宮観山『蝦夷談筆記』と、元文四年(1739)、坂倉源次郎『北海随筆』と言われる^[4]。

両書に共通するのは、

- ①仔熊を飼育すること
- ②女が自らの乳をふくませ育てること
- ③十月乃至十月下旬になると殺すこと
- ④殺したあとで宴(寄合)をすること

であり、熊を殺す目的を、松宮観山は熊の胆をとり皮を剥ぎ肉を喰うこととし、坂倉源次郎は殺して喰うこととしている。

近世において、もっとも詳細にイオマンテを記録したとされるのは、秦檜磨によって寛政十年(1798)の『蝦夷見聞記』とそれを増補し翌年に著された『蝦夷島奇観』である。秦檜磨のこれらの著作によって、「神は今日ヲマンテせり。よくよく飼養し給へ」と、正しく熊送りは「熊祭り」ではなく、明確に神を神の国へ送り返す(ヲマンテ)儀礼ととらえられたのである。

翻って、それでは本州アイヌのなかでイオマンテ儀礼は成立あるいは継受されていたのであろうか。それについては、現在のところ、明確にそれを示す史料は見出されていない。そのため、ここではそれを探る作業として仔熊飼育および狩猟技術について、研究史のうえですでに報告されているものも含めて文献上確認しうることを列挙してみたい。

まずその第一点として、仔熊飼育を示すものとしてもっとも時代を遡るのは、先に見た「国日記」寛文二年(1662)三月二日条である。このあと、「国日記」正徳三年(1713)七月一日条に、弘前藩が飼育していた熊が「煩」ったため、松ヶ崎の状から「松前」(この場合は蝦夷地とも併せてのことであろうが)での、仔熊飼養についての言い伝えを聴取したことが記される。

一、代官今庄左衛門・清野伊兵衛申立候は、松前二而状共子熊飼様、松ヶ崎状とも伝承候由、左二申上候、

一、あり 一、うと 一、大豆の葉 一、青大豆

一、干大豆 一、くり 一、したミ 一、ふどう

一、いちこ 一、さなつら 一、生肴にやく 一、粟食

右之通時々給せ申由、尤春・夏之内に古毛ぬけ申由、此外委ハ伝不承候由申儀ニ御座候旨申立候、右は頃日熊相煩候付相尋候

処、右之通申立候付、右書付源五右衛門より御目付江相渡之、

ここでは、①詳しくはないものの蝦夷地における仔熊の飼育法について、「松ヶ崎状とも」も受け継いでいること、②その内容は、a 給餌物の内容とb 季節の変わり目の毛の抜け代わりといったことである。③そして「春・夏之内に古毛ぬけ申由」として季節の毛の生えかわりをあげていることから、「煩」いについては、あるいはそうした症状をもつものであったことをうかがわせる。④このほかは、「委ハ伝不承候由」と詳細なことは受け継いでいないことを申し立てている。

注目されるのは、ここでは、松宮観山の『蝦夷談筆記』での、「初はメノコシ乳を吞せ候て飼入候。成長仕候ては魚を給させ候」、また秦檜磨の『蝦夷見聞記』での、「己が椀中物を食さしめ、あるハ乳味をあたへ、育る熊の生質によりて強弱あり」という給餌方法の記述に加え、具体的な餌の内容が示されることである^[5]。

このなかには、「一、大豆の葉 一、青大豆 一、干大豆」といった畑作物や「粟食」があり、給餌が人間の生産や生活と結びついて行われていることが示される。このほかはおそらくは自然のものを採取した「うと」(独活)、「くり」(栗)、「ふどう」(葡萄)、「いちこ」(苺)、クヌギの異名であるが、ドングリあるいは檜の木の実を指す場合もある「したミ」、ヤマブドウを指す「さなつら」があげられている。このほかには、「生肴にやく」がある。それらについては、『蝦夷談筆記』の「成長仕候ては魚を給させ候」との符合が考えられる。しかしながら、「あり」(そのまま、蟻を指したものか)ともあわせ動物性の給餌物と思われるものの、どのようなものなのかは明らかではない。この点は、「粟食」(アワメシであろうか)の具体的あり方についても同様である。

これらのことが「松ヶ崎状とも」の間に、「松前二而状共子熊飼様」として「伝承」されていたのである。ただし、④においての「松ヶ崎状とも」の申し立てを、そのまま信じることができるかどうかは、やはり保留が必要であろう。あくまでも、イオマンテ儀礼はアイヌ民族の宗教、精神世界の中核に位置するものであり、それだけに必要以上のことを藩権力とはいえ和人に対して語る

うとしたかについては慎重にとらえられるべきであろう。

その点において、少なくとも言えることは、ここに示された以上の仔熊飼養の基礎的な知識を本州アイヌも共有していたことは確実であることである。とくに、「国日記」寛文二年(1662)三月二日条にみられる仔熊の献上は、捕獲した仔熊の飼養が行われていなければ不可能な行為である。これらのことから、条件としての仔熊飼養は本州アイヌのなかに定着していた可能性を考えることができよう。

3 本州アイヌの狩猟技術

津軽アイヌの狩猟技術について、「国日記」元禄九年(1696)七月五日条には、「今別之状」が、「おとし・阿へまつほう」を使用することが記されている。「阿へまつほう」はアマツポ、すなわち仕掛弓である^[6]。蝦夷地では、草木の茂る夏から秋に熊の通路におかれ、毒(スルク)を塗った矢がつかえられた^[7]。

享保二年(1717)に奥羽・松前へと派遣された巡見使の一人高城孫四郎が著した「奥羽出羽松前巡見覚」^[8]の享保二年六月十五日条に、弘前藩領宇田村の記述があり、次のように記される。これに関わる検討は、別稿において先にふれているので要点のみをあげておきたい^[9]。

一、六月十五日、曇、(略)、

一、同日、宇田村ノ先より(略)、

一、同村之内、状式軒アリ、名く衾きらた・俗名伝蔵、名やうかいん・俗名ふく、半弓所持申候、半弓、木ヲンコノ木ニテ作由、長サ三尺五・六寸斗、矢常ノ日本矢ノ太サ、壹尺五・六寸斗、根竹ニ而わたくりの様に式寸斗之長サ毒をぬり、熊を射候由、毒、熊ノ一身ニ廻り、熊死候得は、毒、元之疵口江戻り候由、糸りにけさのやう成物をかくる、木の皮にて織よし、インサツト云木の皮にて織由、状人之頭、三人在、ウテツウノ四郎三郎・藤嶋のウテレキ・松ヶ崎シウラキ、右三人之由、状人相果候時ハ中間にて取仕廻候由、先ハ長命之由、段々はより末、所々ニ出申候、

この記述から明らかになるのは以下の諸点である。

- ①同村に「狢二軒」がある。
- ②「くねきらた」・「やうかいん」の二人が戸主で、それぞれ俗名として「伝蔵」・「ふく」を名乗っていること。
- ③「ヲンコ」で作った1 mほどの長さの「半弓」を所持する。
- ④矢は45 cmほどの竹の根本を用い、「わたくり」(腸線)、すなわち尖根の鏃のもと側の両側にさかさに刃をつけたような6 cmほどの鏃を用いること。
- ⑤鏃には、毒が塗られる。
- ⑥熊猟を行い、毒は熊が死ぬと傷口に固まる。
- ⑦襟に木の皮で織られた袈裟のようなものをかける。
- ⑧津軽アイヌの首長として宇鉄の四郎三郎・藤嶋のウテレキ・松ヶ崎シウラキがあげられる。
- ⑨死者は、その集団内で葬儀を行うが、長命のものが多いこと。
- ⑩宇田村以北に、居住地が広がっていること。

①と②では、宇田村に居住する津軽アイヌの名を具体的にあげており、③以下のことが実際に彼らに接した上で聞き取った内容であることを強く示唆する。そして、「狢」として位置づけられた津軽アイヌの社会には、⑧「狢人之頭」としての首長層が存在している。「ウテツウノ四郎三郎・藤嶋のウテレキ」は、「国日記」宝永四年(1707)二月二十一日条にも藩主への「先祖并親々」からの「御目見」が「松ヶ崎狢に糸へて」とともに記録されている。「松ヶ崎シウラキ」については、シャクシャインの蜂起の際に、松前藩家老の蛸崎蔵人に雇われ蝦夷地に潜入したことが、同じく「国日記」寛文九年(1669)十一月十一日条によって知られる。藩主に対する「御目見」の記録はないが、有力なアイヌ首長層であったことは疑いあるまい。

ついで、これらの記事のうちアイヌの文化、とくに狩猟について、アイヌの用いた弓・矢・矢毒の記録を、天明七年(1787)の巡見使一行に加わった古川古松軒によって著された『東遊雑記』¹⁰⁾における蝦夷地アイヌのそれについての記述と比較してみよう。(A)は『東遊雑記』巻之五、天明

七年七月二十三日条の乙部における幕府巡見使に対するアイヌのウイマム＝「御目見」儀礼にともなうもの、(B)は『東遊雑記』巻之六、天明七年八月四日条の黒石(岩)における幕府巡見使に対するアイヌのウイマム＝「御目見」儀礼にともなうものである。

(A)、弓をハクと称して、ヲツコの木にて丸く製せし弓にて、至ってつよし。ヲツコの木は伽羅木という。この木を水に久しくひたし置いて、そののち火に懸けて製するゆえに水に入れても火にかわかしてもくいのなき弓なり。矢は二つ羽にて、鏃は鹿の足骨にて製し、凹なる所にフスと称せる毒をぬり込みて、その上を竹を以てうすくへぎて、それにて挟みてあり。獣にあたる時は、竹ははなれ、鏃はぬけて、肉の中に残るようには拵えしものなり。

(B)、弓矢は乙部浦にて一覽せしも制同じ、鏃は鹿の足の骨にて製したるゆえに長短あり。およそ初めに凶せし如し。毒薬の名を、フスともいい、またホサともいう。所によりて違いあるべし。この毒薬のことを委しく聞きしに、人にはさしての毒薬にあらず。鳥獣においては、鏃に少しぬりて射るに、わずかにても鳥獣の皮やぶれてフス毒肉に入る時は、猛き熊にても五間とは走るることならずして、勿ち倒れ伏すことにて、死におよびては、フス毒の薬は矢疵の所へ集りて、墨の如く黒ぐるとかたまるものにて、それを取る刃物にてくり取りて捨つるといへり。

(A)については、弓および矢の図が添えられているが、そこには弓の「長さ三尺七・八寸、弦は草の皮にて製す(略)」、また矢は「長さ一同ならず、一尺三寸より一尺五寸、六寸」と記される。先に見た高城の記録によるなら、津軽アイヌもまた熊猟を行い、その際には矢毒(スルク)を用いている。このことも含め、(A)・(B)の記述とも、細部にいたって検討する必要もないほど、享保初年、すなわち18世紀前半の津軽アイヌの狩猟文化は、天明七年、18世紀後半の蝦夷地のアイヌのそれと同一と言っても良い内容を持っていたこ

とを示している。津軽海峡を挟んで共有された文化圏が成立し、蝦夷地アイヌ同様の狩猟技術＝文化が存在していたと考えるべきであろう。

4 イオマンテの可能性

ここまで仔熊飼養と狩猟技術のありかたという点から、本州アイヌにおけるイオマンテの可能性について見てきた。当然ながら、熊送り儀礼の対象とされるクマは、本州でそれが行われていた場合にはヒグマではなくツキノワグマであることは言うをまたない。しかし、その狩猟の技術については蝦夷地のそれとほぼ同一であり、「国日記」寛文六年(1666)六月十九日条の記述のように、

一、大湯五左衛門親彦右衛門取立派今別村和泉と申状、熊之皮四枚上ケ候付、為ほうひ御米納三斗入拾表指遣候、此跡上ケ候節ハ寸尺ニ懸被下候故迷惑申候、此度またきなミニ不被下、別而御積被成、ほうひニ被下候へと五左衛門申上付、何も相談二而右之通二遣ス、

と、今別村「状」の和泉は「またきなミ(並)」に「寸尺」に懸けて、すなわち熊皮の大きさによって藩から「代米」を給されることを拒み、あくまでも「ほうひ(褒美)」としての米を要求し認められている。つまり、「和泉」は「またきなミ(並)」との同一視を拒否することによって、強くアイヌとしての自己認識、民族文化への帰属意識を表明したと考えられる。

「国日記」元禄八年(1695)六月二十八日条に記された「岩尻之状」が「釜之沢状」が理不尽に女房を引き取ったことを訴えた際には「状共沙汰」による内済が図られている。こうした僅かな史料からもうかがい知れるのは、彼らが独自の自己認識を持つ民族集団を形成していたことである。さらに、その共同体としての結合についても、葬礼についてのみであるが、集団内で行われ、自己の精神世界が維持されていたことをうかがわせる。天保期(1830~44)に成立した「東山道之記」^[11]では、かつての「蝦夷村」では「今ハ風俗替り日本人の通り」ではあるが、その時点でもなお「近辺の所と縁組をせず」としている。そこには、強い紐帯で集団が結ばれる、極めて強固な民族集団としての本州アイヌの文化と世界が成立していた

ととらえるべきであろう。

これまでの調査において、本州アイヌにおけるイオマンテ儀礼の存在そのものを記した文献資料はなく、それを推測させる記述も見出されていない。本州アイヌ、とくに津軽アイヌを例とすれば、寛文期(1669)からの「国日記」がその多くを記録する資料である。しかしながら、資料としての性格上、支配と編成のありかたに関わるものが多く、生産や生活について記される場合においても事件や救助など非日常的なものに限られてざるを得ない。このために、本州アイヌの精神の内面に踏み込むような記述がそこにあらわれる可能性は極めて少ない。

このために、本州アイヌのアイデンティティの宗教的な中核をなすと考えられるイオマンテ儀礼については、これまでのところそれを支える狩猟技術や意識が確認されるにとどまっている。一步研究を進め、それがどのような形で、あるいは蝦夷地のそれと変容しながらも存在していたのかについては、おそらくこれまで文献研究が依拠してきた紀行文といった他者の目からの観察だけではなく、その可能性を示す文献史料の精査を民俗学的な遡及的なアプローチという方法や物質文化研究の成果を組み込んだ視角によって行っていくことが求められてこよう。^[12]

註

- [1] 佐々木利和(1998)「近代アイヌ史への序章」『アイヌ文化を伝承する』、草風館
- [2] 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。「津軽一統志」巻第十之中、「状蜂起子細之事」。ここでは、『青森県史 資料編 近世1』(青森県、2001年)所収による。
- [3] 弘前市立弘前図書館所蔵。藩庁日記は、寛文元年から慶応四年(明治元年)に至る、約200年間の弘前藩政に関する公式記録である。弘前城中で記録されたものを「御国日記」といい、江戸の上屋敷で記録されたものを「江戸日記」と称する。ここで主たる史料として用いる「御国日記」は、寛文元年から元治元年に至る領内の政治と支配に関する上申や布告といった各項目に加えて、江戸藩邸からの用状の控なども収められ総数は3301冊を数える。本稿では

- 「国日記」と略称。
- [4] 佐々木利和 (2004) 『アイヌ絵誌の研究』, 草風館。とくに「第二編 描かれたアイヌの世界 第二章 秦檜磨とアイヌ」。本節については、多くを同書から示唆をうけている。
- [5] 佐々木利和 前掲書「第二編 第二章 第五節 民族誌としての『蝦夷島奇観』」のうち、「1 熊祭部」。
- [6] 浪川健治 (1992) 『近世日本と北方社会』, 三省堂。「第一章 幕藩制国家の成立と北方社会, 二本州アイヌの成立過程, 2『狽』役の設定と人身支配」。
- [7] 浪川 (1992) の段階では、本州アイヌの矢毒(スルク)の使用は「国日記」などの記述からの推定にとどまっていたが、ここに取り上げる「奥羽出羽松前巡見覚」の記述によって文献上からも確認されるに至った。
- [8] 北海道大学北方資料室所蔵。将軍吉宗の襲封にともない陸奥・出羽・松前への巡見使として使番有馬内膳純珍(すみよし, 廩米三千俵), 書院番小笠原三右衛門信重(千五百石), 高城孫四郎清胤(七百石)が、享保二年二月二十八日に巡見への暇を賜り江戸を出立、六月九日に弘前藩領碓ヶ関に入った。同月十一日に城下弘前、十三日に陸奥湾に面した広瀬村(蓬田村)を経て津軽半島を陸奥湾添いに陸路北上し、二十三日に津軽三厩から渡海して松前を経て、西在は乙部、東在は亀田黒岩に至り、七月十四日に青森に帰港し、任を終え江戸に戻り十月十五日に吉宗に謁している。
- [9] 浪川健治 (2007) 「幕府巡見使と本州アイヌ」『アイヌ文化の成立と変容—交易と交流を中心として—』, 法政大学国際日本学研究所, (2007年)。享保二年の巡見使の記録とその応接体制に着目し、巡見使のアイヌ文化の認識が津軽アイヌの存在を介してであり、弘前藩がそうした津軽アイヌを巡見使の応接体制のなかに組み入れることで巡見使の権威を高めるとともに、「狽」を支配するものとして自らの権力としての存在の自己主張を図ったことを明らかにした。そこでは、本州のアイヌは、分離あるいは異化された存在ではなく、体制内の差異化された存在である「狽」として編成され動員されている。そのことが、藩体制のもとでも強固な紐帯を持ち、文化を共有する集団としての本州アイヌの存在を特徴づけたことを検討している。
- [10] ここでは、東洋文庫 27 『東遊雑記』(平凡社, 1973年) によっている。
- [11] 独立行政法人国立公文書館所蔵。
- [12] 中世から近世の本州アイヌの考古学分野の最近の、かつ今日の到達点を示す成果として、関根達人「本州アイヌの生業・習俗と北奥社会」(長谷川成一監修 長谷川成一・関根達人・瀧本壽史編『北方地域史の視座』第一巻, 清文堂, 2007年) があげられる。文献研究との総合的な考察の必要性を示唆する内容ともなっている。